

全国中小企業団体中央会 御中

雇用保険手続きにおけるマイナンバーの取扱いについて

平素より雇用保険制度の運営に御理解・御協力賜り、厚く感謝申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づく、平成 28 年 1 月からのマイナンバーの利用開始以降、厚生労働省においては、各種雇用保険被保険者関係書類におけるマイナンバーの記載を進めていただくよう、ハローワーク他関係機関における事業主等向けリーフレットの配布、厚生労働省、各都道府県労働局のホームページにおける周知の他、雇用保険手続きの代行等を行う労働保険事務組合や社会保険労務士への周知等に取り組んできたところです。

これらの取組みにより、マイナンバー記載率は徐々に上昇してきたものの、平成 29 年 4 月時点では、資格取得届で 36.2%、資格喪失届で 18.1%となっております。

本年 7 月からは、他の行政機関等との情報連携が開始されることから、この記載率では、これらの機関で各種手続きを行うこととなる被保険者（過去に被保険者であった者を含む）の円滑な手続きを阻害し、又はこれらの機関の業務に支障をきたすおそれがあります。

つきましては、貴所におかれましても雇用保険手続きにおけるマイナンバーの取扱いについて御理解の上、傘下の事業主の皆様へ、添付のリーフレットを今一度送付いただく等により周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成 29 年 6 月 21 日

厚生労働省職業安定局長 生田 正本

